

奈良県中央卸売市場条例の改正について

1. 基本方針

- (1) 卸売市場法の改正に伴うもの（平成30年6月22日公布、令和2年6月21日施行）
- (2) 条例改正は「施設の管理」と「業務の管理」に分けて検討。
 - ① 「施設の管理」に関すること
業許可（卸、仲卸、関連事業）、使用許可、使用料、管理・監督（罰則規定を含む）に関する部分は基本的に現行どおり。
 - ② 「業務の管理（業務規程）」に関すること（第3章）
条例改正検討委員会で取引参加者等の意見を聴取し検討。
- (3) 改正卸売市場法は「原則規制」から「原則自由」になったが、激変による市場の混乱を避けるため、及び市場の秩序を守るため、規制すべきところは規制する方針。

2. 取引ルールの検討

本年4月、奈良県中央卸売市場条例改正検討委員会を設置、取引ルール等について協議（合同検討委員会2回、青果部会3回、水産物部会4回開催。8月1日取引委員会開催）

- (1) 共通取引ルールを遵守事項として設定（国の基本方針による）
 - ① 売買取引の方法の公表
 - ② 差別的取扱の禁止
 - ③ 受託拒否の禁止
 - ④ 代金決済ルールの策定・公表
 - ⑤ 取引条件の公表
 - ⑥ 取引結果の公表
- (2) その他取引ルールの検討（開設者が定めることができる遵守事項）
 - ① **第48条【第3者販売】** 卸売業者による仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売
現行どおり規制。ただし、規則・要領で具体的な要件を規定。
 - ② **第50条【商物一致】** 卸売業者による卸売市場外にある物品の卸売の禁止
原則廃止。ただし、規則で要件を規定。
 - ③ **第51条【自己買受け】** 卸売業者による卸売の相手方としての買受け
現行どおり規制。（不正取引防止のため）
 - ④ **第57条【直荷引き】** 仲卸業者による卸売業者以外の者からの買入れ
現行どおり規制。ただし、規則・要領で具体的な要件を規定。

3. 罰則規定について

- ・ 改正卸売市場法（第4条第4項第2号及び第5項第3号ハの規定）
開設者が遵守事項を取引参加者に遵守させるため、必要な措置をとることができる。
- ・ 条例では、罰則規定について〈第5章監督〉第82条（改善措置命令）及び第83条（監督処分）を定め、開設者が処分を行う規定を現行どおり継続予定。

4. 今後のスケジュール

- ・ 第3章以外の内容について確認
- ・ 県法制担当課と協議し条文（案）を作成、併せて規則・要領も改正（案）を作成
- ・ パブリックコメントの実施
- ・ 令和2年2月県議会上程
- ・ 令和2年4月1日公布、同年6月20日施行予定